

原議保存期間	30年(令和38年3月31日まで)
有効期間	一種(令和18年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 方 面 本 部 長

警察庁丁運発第482号、丁交指発第134号
令 和 7 年 7 月 2 5 日
警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局交通指導課長

道路交通法施行令第39条の5第1項第3号に規定する自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に伴う留意事項について（通達）

みだしの件については、令和7年7月25日、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）（以下「令」という。）第39条の5第1項第3号に規定する自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人として一般社団法人訪日運転者支援協会を国家公安委員会が指定したことに伴い、一般社団法人訪日運転者支援協会において、外国等の運転免許証の日本語による翻訳文の作成を開始することから、下記のとおり、対応に遺漏のないようにされたい。

記

1 国家公安委員会に指定された法人について

(1) 法人の名称等

ア 一般社団法人訪日運転者支援協会（略称 ALADDIN）

（Automobile License Assistance and Driving Documentation in Nippon）

イ 事務所の所在地

東京都港区芝一丁目四番一号芝コバヤシビル4階

(2) 日本語による翻訳文を作成する運転免許証に係る外国

スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国及び中華人民共和国

(3) 一般社団法人訪日運転者支援協会に係る日本語による翻訳文の様式

別添のとおり

2 留意事項

(1) 警察職員に対する周知について

ア 交通指導取締り及び交通事故捜査に従事する警察官等、外国免許を取り扱う警察職員に対し、スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国及びモナコ公国の運転免許証に1(1)の法人が作成した日本語による翻訳文を添付しての運転が可能となることを周知すること。

イ 外国免許関係事務を取り扱う警察職員に対し、1(1)の法人が道路交通法施行規則

第18条第1項第6号に規定する、日本語による外国等の運転免許証の翻訳文を作成できることの周知を徹底すること。

(2) 我が国で自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報について

ア 外国運転免許証による運転について説明した各都道府県警察のウェブサイト等において、日本語による翻訳文を添付しての運転が可能である旨を追記するなど、我が国を訪れて自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報を行うこと。

イ 現在、令第39条の5第1項第3号に規定する自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人として国家公安委員会が指定しているのは、1(1)の法人のほか、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）、ジップラス株式会社である。広報に当たっては、国家公安委員会が指定している法人を漏れなく広報すること。

(3) レンタカー事業者に対する指導

レンタカー事業者に対して、スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国及びモナコ公国の運転免許証に1(1)の法人が作成した日本語による翻訳文を添付しての運転が可能となることを周知すること。

別添

(概要)

一般社団法人訪日運転者支援協会作成に係る日本語による翻訳文の様式について記載している。